



太子町都市計画マスタープラン

概要版

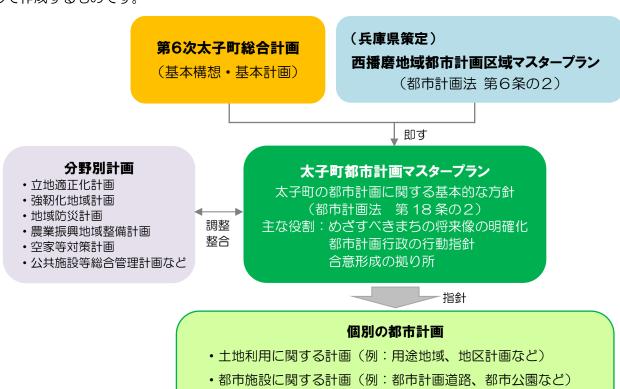
I 基本的事項

太子町都市計画マスタープランの策定に際して

目的と役割

都市計画マスタープランは、都市計画法に基づき、めざすべきまちの将来像とその実現に向けたまちづくりに関する基本的な方針をまとめたものです。

太子町都市計画マスタープランは、町が定める最上位計画である「第6次太子町総合計画」、県が定める「西播磨地域都市計画区域マスタープラン」を踏まえ、社会経済情勢にも配慮し、住民の意見を反映して作成するものです。



• 地区計画

目標年次

都市計画マスタープランは、20 年後の将来を見据えながら、道路や公園、市街地の具体的な整備等について、10 年後の目標を示すものです。

• 市街地開発事業に関する計画 (例:土地区画整理事業など)

このため、この計画の目標年次は、20年後の令和22年(2040年)の都市の姿を展望しつつ、策定から10年後の令和12年(2030年)を目標年次とします。

対象区域

都市計画マスタープランは、都市計画区域を対象とした計画ですが、太子町は、行政区域全域が中都市計画区域内に含まれていることから、本計画は太子町全域を対象として定めます。

太子町都市計画マスタープランの策定の背景

社会の国際化・高度情報化等により産業構造の変化、高齢化・核家族化等による社会構造の変化が進展し、その一方で、ゆとりと豊かさを求めるなど、ライフスタイルも高度化・多様化してきたことから、 平成4年に「市町村の都市計画に関する基本的な方針」が創設され、市町村自らが住民の参加のもと、 都市の将来像や都市づくりの目標・課題、都市施設の整備方針、地域ごとの将来あるべき姿、実現に向けた方策を定めることとなりました。

これを受け本町では、平成 10 年3月に『豊かな歴史と美しい自然の中で生活文化を創造するまち、太子』を基本理念とする太子町都市計画マスタープランを策定し、平成 22 年3月には、社会経済情勢等の変化に対応するため、新たなまちづくりの理念を『美しい自然と快適な暮らしが織りなす"和のまち 太子"』とした計画の改定を行いました。

その後、さらに 10 年が経過し、少子高齢化の進行と人口減少社会の到来、人々の生活ニーズの多様化、都市計画の見直し、厳しさを増す財政状況など、都市(まち)を取り巻く状況は大きく変化し、右肩上がりの成長社会から成熟社会への転換を踏まえた経済・社会システムの見直しが求められています。また、地域活力の維持・発展に向けて、誰もが暮らしやすい、活動しやすいまちづくりを進める必要性が高まっています。

兵庫県においては、令和 2 年を目標とする「西播磨地域都市計画区域マスタープラン」が改定され、本町においては、目標年次が令和 11 年の『和のまち 太子』をまちづくりの基本目標とする「第6次太子町総合計画」を策定しました。

これらを踏まえ、次世代につなぐ太子町の実現に向けた都市計画の基本的な方針として、実行・実現性のあるまちづくりを推進するため、太子町都市計画マスタープランの見直しを行うものです。

〈計画策定にあたっての住民参加の取組〉

太子町都市計画マスタープラン策定にあたり、アンケート調査及びワークショップを以下のように実施しました。

〈アンケート調査〉

〇おたいしマルシェアンケート調査

おたいしマルシェに参加していた町内外の子育て世代 20 代~40 代(計 269 人)を対象に聞き取り方式でのアンケート調査を行いました。

〇定住意向アンケート調査

町内の賃貸住宅居住者及び町外の戸建て住宅居住者を対象に住まいに関するアンケート調査を行いました。

〇自治会アンケート

町内の自治会(66 自治会)を対象に地域に関するアンケート調査を行いました。

〈ワークショップ〉

太子町内の中学校や高校に通う生徒や、子育て世代など多世代の方を対象に、未来について考えるワークショップを計4回実施しました。

- 〇令和元年5月 『楽しくまじめな話をしよう』みんなで創るまちの未来 高校生ワークショップ
- 〇令和元年7月 『みんなで語ろう!未来の太子町について』子育て世代ワークショップ
- 〇令和元年7月 まちづくりの集い『みんなで作ろう!太子町の未来について』
- 〇令和元年8月 『楽しくまじめな話をしよう』みんなで創るまちの未来 中学生まちづくりワーク ショップ

Ⅱ 全体構想

都市の将来像

活力・魅力がつながるまち 太子町

聖徳太子ゆかりの地としての歴史を持つ本町は、往古から宿場町や交通の要衝として栄え、寺社や古墳など豊富な歴史文化資源を有するとともに自然環境にも恵まれたまちであり、近年は産業都市、住宅都市として発展してきました。

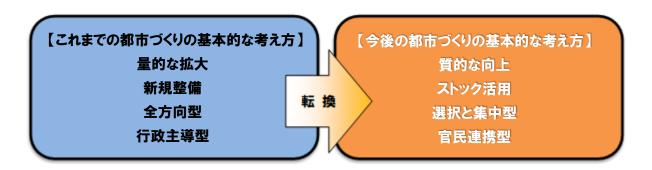
都市の未来像においては、先人が築き守り育ててきたまちの歴史や自然に磨きをかけるとともに、まちが抱える、あるいは将来抱えると見込まれる課題の解決を図り、活力あふれ、魅力的で住みたい・住み続けたいまちをめざすこととします。

都市づくりの基本的な考え方

これまで本町では、経済成長や人口増加といった都市発展を前提として、これに対応するための新たな市街地開発や施設整備など「量的な拡大」を中心に都市づくり進めてきました。

しかし、社会全体で人口減少社会が到来する中、本町においても今後は人口減少に転じるとともに少 子高齢化が進み、町の財政状況も一層厳しくなることが予想されています。また、人々の価値観やライ フスタイルの多様化が進み、モノの豊かさから心の豊かさが求められる時代へと変わりつつあります。 このため、今後の太子町の都市づくりにおいては、「量的な拡大」から「質的な向上」へ、「新規整備」 から「ストック活用」へ、「全方向型」から「選択と集中型」へ、「行政主導型」から「官民連携型」へ

と基本的な考え方の方向転換を図ることで、持続可能な都市の実現を図っていきます。



まちづくりの目標

- (1) 人々が元気で地域の活力があふれるまちづくり
- (2) 歴史文化資源や自然環境と調和した質の高いまちづくり
- (3) 利便性の高い交通網を構築するまちづくり
- (4) 安心した暮らしが続くまちづくり
- (5) 協働によるあたたかい地域社会を育むまちづくり

将来の都市構造

まちづくりの基本目標と都市の将来像を踏まえ、この実現に向けた都市構造を、その構成要素である「拠点」と「軸」で示します。

人やものが集まる場所や太子町を特徴づける場所である「拠点」は、複数の施設が集積し複合的な機能が立地する「エリア型拠点」と、単独もしくは同種の施設が集積した「施設型拠点」を位置づけます。

「軸」は、拠点間を始め、町内外を結び、人やものを運ぶ道路や自然の潤いをもたらす河川を位置づけます。

都市構造図





まちづくりの方針

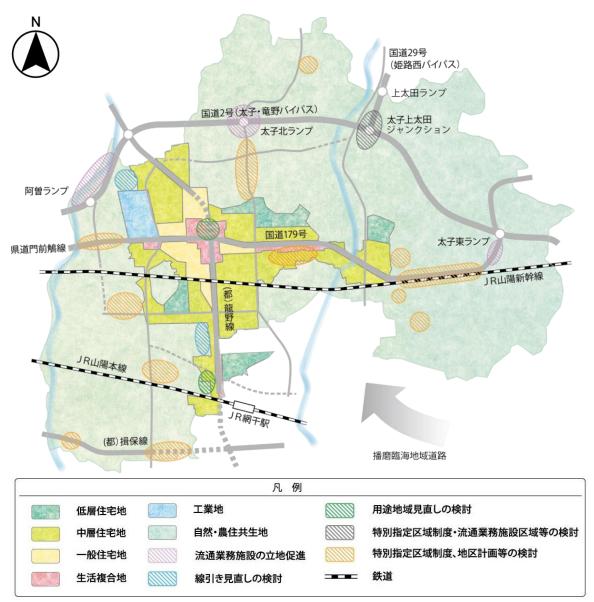
土地利用方針

本町では、将来、急速な高齢化の進行と人口の減少が予測されており、都市の拡大成長を前提としたまちづくりではなく、都市機能を集約したまちづくりが必要です。土地利用の方針としては、将来の都市構造との整合を図りつつ、市街地と農村集落、そして自然環境を適切に維持・保全、活用することを基本に、町の特性に見合った都市と豊かな緑や歴史文化資源とが調和した秩序ある土地利用の実現をめざします。

市街化区域においては、現在の用途地域指定をはじめとする土地利用の規制・誘導の制限に基づいた 適正な土地利用を促し、にぎわいや活力ある商業・工業などの充実と地域の特性を踏まえた魅力的で質 の高いまちづくりをめざします。

市街化調整区域においては、持続可能な集落や地域の活力の創出に向けて地域住民の参画と協働のもと、地域に必要な建築が認められる特別指定区域制度や地区計画制度などを活用しながら、住みよい環境の維持・形成や地域の活性化をめざします。

土地利用方針図



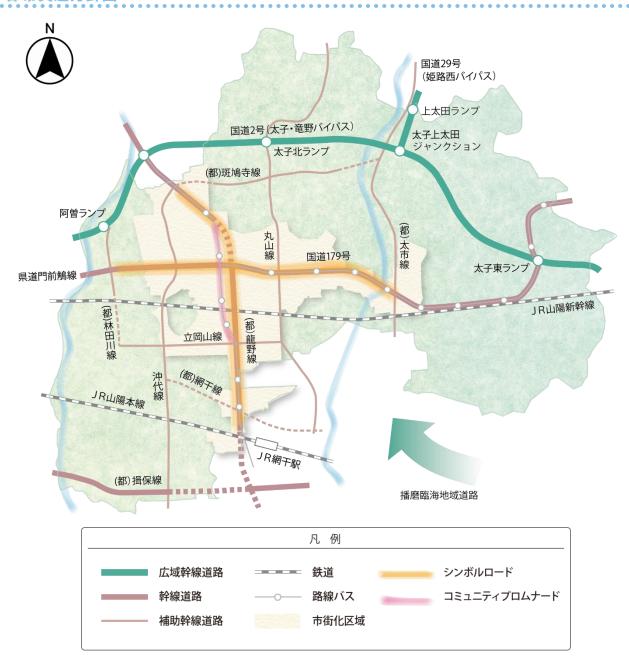
都市交通に関する方針

土地利用と整合するとともに、生活利便性の向上や産業振興及び交流機会の充実、町内のバランスある発展を図るために、災害に強く、環境負荷の軽減にも資する機能的かつ広域的な道路ネットワークの形成をめざします。

一方、急速な高齢化の進行などに配慮したユニバーサル社会への対応や健康づくりを促進するための 道路の歩行空間の充実や公共交通ネットワークの充実を進めるほか、景観にも配慮した施設整備を進め ることで、安全で快適な交通環境の形成をめざします。

現在、都市計画道路として 16 路線を計画決定していますが、都市全体の交通ネットワークを検証したうえで、必要に応じて未整備路線の見直しや廃止について検討し、効果的な整備の推進をめざします。

都市交通方針図

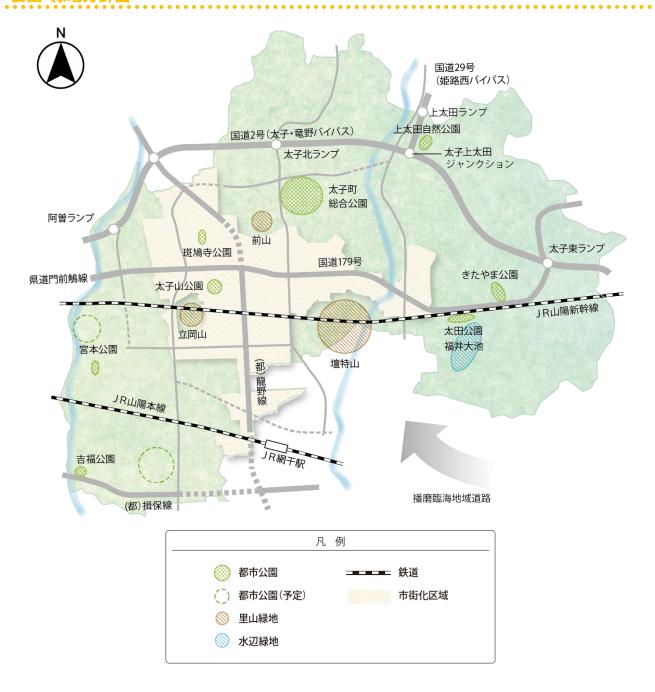


公園・緑地に関する方針

公園・緑地は、住民のスポーツやコミュニケーションの場、子どもの遊び場、高齢者の憩いの場・健康増進の場、災害時の一時避難所など、様々な役割を持つ貴重な緑とオープンスペースであり、今後も、時代の変化や多様化するニーズに対応した施設整備による機能充実と利用の促進をめざします。

既設公園については、ストック効果を高めるため、施設の更新や計画的な施設の長寿命化を図るとともに、民間事業者のノウハウの活用や地域住民との協働による維持管理の仕組みの導入をめざします。 新たな公園・緑地の整備にあたっては、配置や規模、充足度や緑のネットワークなども考慮し、バランスのとれた配置をめざします。また、施設の再整備も含め、公園・緑地に対して住民が愛着を感じられるよう、計画段階からの住民参画による施設整備をめざします。

公園·緑地方針図



その他都市施設に関する方針

住民の生活を維持し、活発な都市活動を支える都市施設については、施設の状況や住民のニーズを踏まえながら計画的な整備と維持管理を推進します。

河川・下水道については、今後も、既存施設の適切な維持管理や更新整備及び新たな施設整備を進めることで、快適で安定した生活環境の実現とその持続に寄与することをめざします。

河川については、町内の治水のための主要な河川である林田川と大津茂川が概ね改修済みであることから、今後は、河川の持つ親水機能の充実をめざします。

下水道については、概ね整備済みである公共下水道の利用促進や浸水危険箇所の解消に向けた雨水排水施設の整備を進めることで、河川の水質浄化や生活環境の向上をめざします。

住民が健康で文化的な生活を営むうえで欠くことのできない供給処理施設、教育・文化・行政施設、 厚生・福祉施設などの都市施設は、既存施設の有効利用に努めつつ、時代の変化や利用者ニーズに応じ た機能充実をめざします。また、人口の増減等に対応した施設の拡充や集約についても検討します。

バリアフリーやユニバーサルデザインの考え方に配慮した施設整備、太陽光発電の導入など、地球温暖化問題に配慮した新エネルギーの導入や省エネルギー対策、施設の耐震化にも取り組みます。

施設の管理・運営については、指定管理者制度の活用を促進します。

市街地・集落及び景観形成の方針

様々な都市機能がバランス良く配置された効率的でコンパクトな市街地を形成するため、無秩序な開発による市街地の拡散を抑制するとともに、交通利便性に富み、事業性の高い地価水準を持つ本町の特性を活かした市街地整備の推進をめざします。

市街化区域内における密集市街地の解消や残存農地の計画的な宅地化を促進するとともに、将来の都 市構造の構築のための市街地整備に取り組みます。集落環境においては、生活基盤整備などによる安全 性・利便性・持続性の向上を図ります。

効率的な市街地の整備や建築物の規制・誘導などによる良好なまち並みの保全・形成のほか、太子町特有の歴史的景観や市街地を取り囲む自然的景観を保全するための規制・誘導など、全体として調和のとれた景観形成に取り組みます。

自然環境及び歴史文化資源に関する方針

本町は、聖徳太子ゆかりの古い歴史を持つ町として知られ、斑鳩寺や条里制の名残をとどめる田園、 市街地周辺の山々の森林や川の流れなど、美しい自然環境と豊かな歴史文化資源に恵まれています。

住民がまちに誇りを持ちながら快適に暮らせる都市環境の充実をめざし、太子町らしさを特徴づける 自然環境及び歴史文化資源を、まちの個性を演出し都市生活にうるおいを与える大切な地域資源として、 その保全と活用に取り組みます。

安全・安心のまちづくりに関する方針

本町には、老朽家屋や狭あい道路が多く残るなどの防災上問題のある市街地や集落が存在するとともに、土砂災害が発生する可能性がある区域があります。このため、地震災害や集中豪雨などによる水害、土砂災害などから住民の生命と財産を守り、安心した暮らしを実現できるよう、地域防災計画に基づき、災害時の防災拠点を中心とした適切な防災活動の実施や減災に向けたハード及びソフトの両面から対策を進めることで、まちの防災力の向上をめざします。

Ⅲ 地域別構想

斑鳩地域

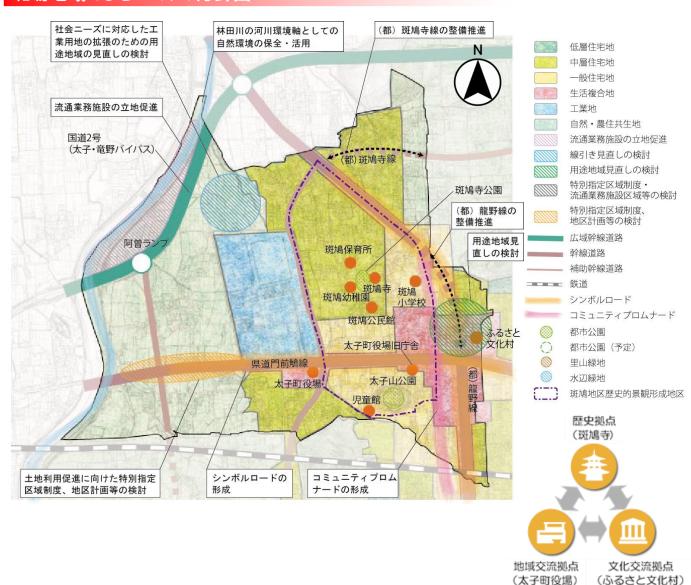
斑鳩地域のまちづくりのテーマ

都市拠点を中心としたにぎわいと交流の創出 歴史を活かした回遊性のあるまちづくり

斑鳩地域のまちづくりの目標

旧来から様々な都市機能が集積するなど、本町の発展を牽引してきた地域であり、その立地特性を活かした地域交流拠点、歴史拠点、文化交流拠点及び産業拠点の形成をめざします。また、都市拠点としての役割を果たすために、都市機能や都市基盤の充実とともに、適切な土地利用の規制・誘導を進めます。

斑鳩地域のまちづくりの方針図



石海地域

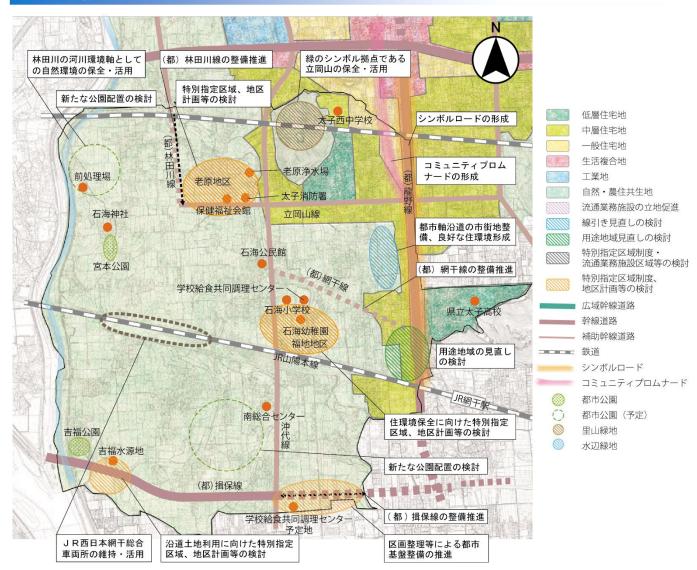
石海地域のまちづくりのテーマ

新しい都市の営みと歴史ある農村環境が調和した 交通利便性を活かしたまちづくり

石海地域のまちづくりの目標

JR網干駅に近いまちの玄関口といえる地域であり、その立地特性を活かした広域交流拠点の形成を めざします。駅周辺において、にぎわいある良好な市街地整備を推進するほか、都市拠点とを結ぶ都市 軸の強化や地域内をネットワークする道路整備などに努めます。また、美しい自然環境に抱かれた歴史 情緒ある農村景観が広がる地域でもあり、地域住民や世代間の交流にも配慮した快適なまちづくりを推 進します。

石海地域のまちづくりの方針図



太田地域

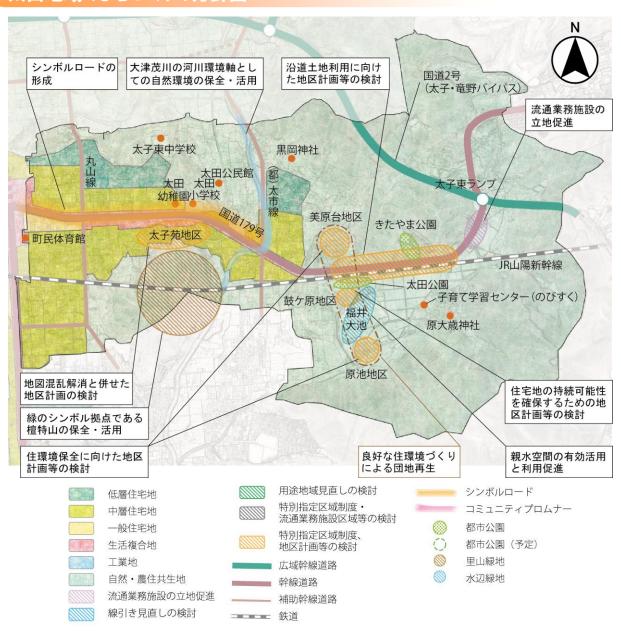
太田地域のまちづくりのテーマ

豊かな自然環境と生活利便性が調和した にぎわいあふれるまちづくり

太田地域のまちづくりの目標

檀特山や福井大池などの豊かな自然環境を都市生活にゆとりを支えるものとして積極的に活用しつ つ、立地条件を活かした快適な住環境と沿道利便性の向上とその調和に努め、地域住民や世代間の交流 にも配慮したゆとりとにぎわいあるまちづくりをめざします。また、太子東ランプの利便性を活かした 流通業務地の誘導をめざします。

太田地域のまちづくりの方針図



龍田地域

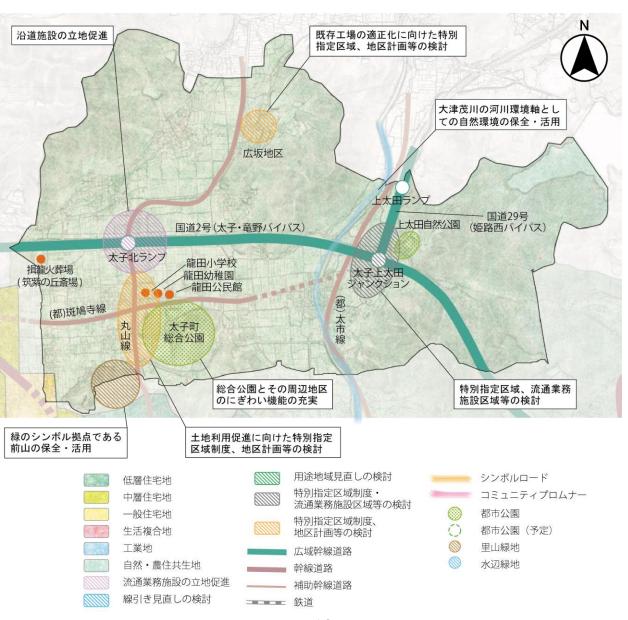
龍田地域のまちづくりのテーマ

総合公園を中心とした交流拠点の創出 農村環境と新たな産業が調和したまちづくり

龍田地域のまちづくりの目標

2つのバイパスランプを有する交通利便性の高い地域であり、それを活かした流通業務地への誘導やスポーツ・交流拠点である太子町総合公園の施設・機能の充実によるにぎわいの創出をめざします。また、豊かな自然環境に抱かれた美しい農村景観が広がる地域でもあり、農業振興のほか、地域内の交通ネットワークと併せた集落地の住環境整備に努め、地域住民や世代間の交流にも配慮した安心で快適なまちづくりを推進します。

龍田地域のまちづくりの方針図



Ⅳ 実現化方策

協働によるまちづくりの推進

住民・事業者・行政の役割

住民や事業者が主体となり行政はこれらの活動を支援することも含め、住民・事業者・行政のそれぞれの適切な役割分担と連携のもとで、「協働によるまちづくり」を進めていきます。

都市計画マスタープランの周知

まちづくりフォーラムなどを通じてまちづくりや都市計画に対する住民や事業者の意識を高め、本町の将来像を共有するとともに、まちづくりへの積極的な参加を促進するため都市計画マスタープランの周知に努めます。

まちづくりに関わる情報の提供

住民のまちづくりに対する意識の向上や町が抱える問題点や課題を共有するとともに、規制誘導に関わる制度の適用や都市施設などの事業実施の必要性・効果などの理解を促すため、必要な情報の適切な提供に努め、広報やホームページなどの多様なメディアを活用して住民に発信し、情報共有を図ります。

また、事業の特性に応じて説明会やワークショップなどを適宜開催し、住民意向を直接的に聴取する機会を積極的に設けるとともに、まちづくりに関わる組織・団体の活動内容や学習会の開催案内など、住民が主体となったまちづくりを支援する視点から有効な情報の提供を進めます。

まちづくり活動の主体づくり

まちづくり協議会を地域における協働のまちづくりの推進母体として、自治会をはじめ、地域コミュニティを構成する様々な団体等との連携を提案・調整し、協働することで、まちづくり協議会ならではの地域の特性を活かしたまちづくりの提案や公共的課題の解決に取り組みます。また、事業者のまちづくりへの参加促進やNPO組織等のまちづくりの担い手の育成を図ります。

住民発意のまちづくり制度の活用促進

住民・事業者・行政が協働・連携しながら、きめ細やかなまちづくりに向けて、都市計画提案制度、 地区計画制度や特別指定区域制度、各種協定制度の活用を積極的に進めます。

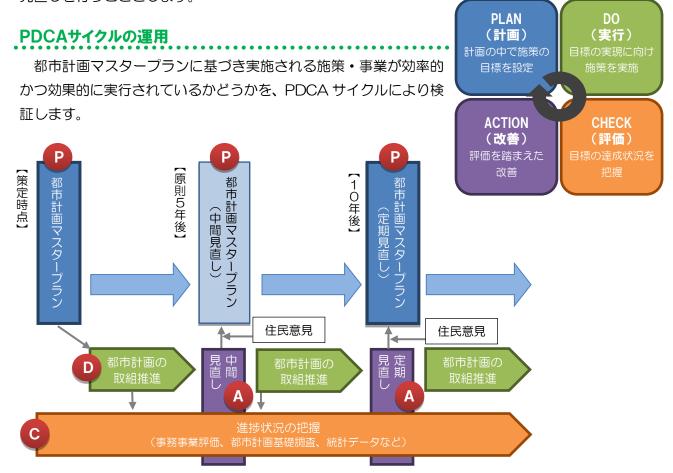
効率的な都市計画行政の推進

都市計画マスタープランは、まちづくりの目標やその方針などを示すものであり、今後、本計画に基づく個別計画の立案や事業、施策の実施などが進められることとなります。効率的かつ効果的な都市計画行政を進めていくため、次のような取組を進めます。

- 推進体制の確立(実行するための体制をつくります)
- ・個別事業の推進(具体の取組を進めます)
- 個別計画の策定、見直し(まちづくりに関する計画をつくります、または見直します)
- 財政基盤の確立(まちづくりに必要なお金を確保します)
- 民間活力の積極的な導入(民間のノウハウや資本を活用します)
- ・ 広域的な連携・協力体制の強化(国や県、周辺市町などとも協力します)

太子町都市計画マスタープランの進行管理

都市計画マスタープランによる着実な都市計画行政を実現するには、計画の進行管理が重要です。本計画の目標年次は、10年後の令和12年ですが、今後の社会経済情勢の変化などにより、新たな課題や住民ニーズへの対応が必要となることも予想されます。これらに柔軟に対応できるものとするために、計画の進行管理を行いつつ、5年後あるいは社会情勢が大きく変化したと認められる時点で、本計画の見直しを行うこととします。



見直し段階での住民参加

見直しプロセスへの住民参加

まちづくりに関する情報の共有や学習の機会の提供などにより、住民のまちづくりに対する理解度が 徐々に広がっていくことが期待されます。このため、住民意見を反映させる仕組みを含め住民参加の方 法を検討するとともに、計画策定や進行管理への住民参画を積極的に呼びかけ、住民の意見やアイデア の適切な反映に努めます。

見直しに関する情報の公開

見直しの状況は、適宜公開し、その内容がどのようにまちづくりに反映されているか目に見える形でわかるように公表します。





太子町都市計画マスタープラン(概要版)

(令和2年3月改定)

発 行:太子町経済建設部まちづくり課

住 所: 〒671-1592 太子町鵤 280 番地 1

T E L:079-277-5992 F A X:079-277-6041

E-mail: machidukuri@town.hyogo-taishi.lg.jp URL: http://www.town.hyogo-taishi.lg.jp/

